

処 分 基 準

令和 4 年 3 月 15 日 作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第 8 条第 7 項
処 分 の 概 要 : 銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先） : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第 8 条第 6 項・第 7 項
処 分 基 準 : 当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるとき、又は許可が失効した日から起算して 50 日を経過したときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。
問い合わせ先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲火薬・危険物係 (電話 075-451-9111 内線3052)
備 考 :